

仕 様 書

1 業務名

札幌市中央市税事務所・札幌市中央健康づくりセンター駐車場整理業務

2 業務対象施設の概要等

(1)概要

札幌市中央区南3条西11丁目（平成5年4月20日竣工）

機械式立体駐車場

品 名：タワーパーキング

型 式：ビル組込式自立型ターンテーブル内蔵タイプ

収容台数：中小型乗用車 46 台

対 象 車：1号機（長さ5.00m・幅1.90m・高さ1.90m以下）

2号機（長さ4.80m・幅1.90m・高さ1.90m以下）

出入口扉：2枚上開きパネルドア

操作方法：標準テンキー方式

(2)参考

1日あたりの駐車場利用台数 約75台

職員数 約200人

3 履行期間

令和8年4月1日（水）から令和8年9月30日（水）

4 業務時間及び人員配置

業務時間等は以下のとおりとする。

(1)令和8年4月1日（水）から令和8年9月30日（水）まで

ア 月曜日

8時15分から17時45分まで 1ポスト

イ 火曜日～土曜日

8時15分から21時00分まで 1ポスト

ウ 日曜日及び祝日（月曜日を除く）

9時00分から18時30分まで 1ポスト

※月曜日が祝日の場合については、閉庁日のため業務は行わないものとする。

5 業務概要

(1)駐車車両の案内整理（駐車場入口部分を含む）

(2)駐車待ち車両の整理（南3条通の駐車待ち車両を含む）

(3)駐車場の整理

(4)無断駐車取締り（南3条通含む）

(5)駐車場内での不法行為の取締り

(6)入庫パーキングの指示及び機械操作

(7)機械障害発生時の指定業者への連絡及び委託者への報告

(8)業務終了時の施設の施錠及び機械警備の設定

(9)別添1の操作対象シャッターの開閉

(10)その他、当該業務を遂行するため必要とする業務

6 駐車場の整理方法

駐車場を利用しようとする来庁者に対し用務先を聴取し、入口において所定の駐車券に車両番号・入庫時刻等を記入の上これを交付し入庫させる。なお、悪天候（雨や雪、暴風など）時、駐車券の交付が困難な状況の際には交付は行わないこと。

また、出庫のときは用務先の認印の有無を確認の上駐車券を回収すること。

7 業務上の注意事項

- (1) 整理員は、来庁車を運転しないこと。
- (2) 整理員は、来庁車の駐車位置のみ指示すること。
- (3) 入庫にあたっては、利用者に対し、多数の市民が利用する駐車場であるため、駐車時間はできる限り短時間とするよう協力を求めること。
- (4) 幅 1.90 m・高さ 1.90 m を超えるおそれのある来庁車が駐車場に入庫しようとした際は、幅及び高さを必ず確認すること。また、来庁車のドアミラーやアンテナ等を格納させ、入出庫時の障害とならないよう未然に注意を促すこと。
- (5) 盗難等事故防止のため、来庁車には必ず施錠させること。また、来庁車の鍵は、保管しないこと。
- (6) 公用車の駐車場利用については、別に委託者が指定する車のほか、非常事態等やむを得ない場合に限り認めることとし、その他の用務については入庫を認めないこと。
- (7) 施設職員の自家用車は、特別な理由がない限り原則として駐車させないこと。
- (8) 無用車等の違反車を規制するとともに事故防止、場内秩序維持に努めること。
- (9) 駐車場入口は、特に混乱するため、最も的確な方法で整理するとともに、道路に待機する車両の整理を行い、他の一般車両の通行に支障を与えないよう十分に注意すること。
- (10) 現場の責任者として、業務時間中は施設警備 2 級の検定資格を有するもの、若しくは警備業務について作業の内容判断ができる技術力及び必要な技能を有し、実務経験が 3 年以上のものを 1 人以上配置すること。

8 報告

- (1) 受託者は、業務遂行中に発生した事故等について、速やかに委託者へその概要を報告し、指示を受けること。
- (2) 受託者は、業務に関連し来庁者等から要望等を受けた場合は、速やかに委託者にその内容を報告し、指示を受けること。
- (3) 受託者は、業務の実施にあたって備品及び設備等を破損し、または破損個所を発見したときは、速やかに委託者へその概要を報告し、指示を受けること。

9 関係法令の遵守

受託者は、警備業法、道路交通法等の関係法令を遵守すること。また、業務上知り得た秘密となるような事柄を他に漏らさないこと。

10 提出書類

- (1) 受託者は、次に掲げる書面を、委託者が指定する期日までに提出すること。

ア 労働社会保険諸法令遵守状況確認用書面

(ア) 業務従事者名簿及び業務従事者配置計画書

業務対象施設に日常的に従事（常駐）する労働者（以下「労働者」という。）の把握とともに、労働者の配置計画及び社会保険加入義務を確認するため、「業務従事者名簿」及び「業務従事者配置計画書」を、業務の履行開始日の前日までに提出すること。また、労働者が変更となる場合には、その都度、業務従事者名簿を、変更後の労働者が従事する日の前日までに提出すること。

(イ) 業務従事者健康診断受診等状況報告書

労働者（上記(ア)の「業務従事者名簿」により報告のあった労働者）の健康診断受診等状況を確認するため、「業務従事者健康診断受診等状況報告書」を、当該報告事項確定後から履行期間終了日までの間に提出すること。

なお、複数年契約のものにあつては、履行期間内において、1 年毎に 1 回当該書類を提出すること。

(ウ) 業務従事者支給賃金状況報告書

労働者の支給賃金状況を確認するため、年 1 回、委託者が指定する期日までに、業務従事者支給賃金状況報告書を提出すること。

イ 業務費内訳書、業務従事者賃金支給計画書及び社会保険料事業主負担分調書

契約金額に対する積算根拠（積算内訳）として、契約締結後直ちに、業務費内訳書、業務従事者賃金支給計画書及び社会保険料事業主負担分調書を、別冊の記載要領に沿って作成し提出すること。

- (2)受託者は、上記（1）の書面での確認において疑義が生じた場合にあっては、契約約款第16条第2項の規定に基づき、受託者が保管する雇用契約書、賃金台帳、出勤簿その他の労務管理に係る書類を、委託者が指定する期日及び場所において、委託者が確認できる状態にすること。

- (3)業務責任者との直接雇用関係を証する書面

業務責任者との直接雇用関係を証する書面（雇用証明書、健康保険証の写し等）を、業務の前日までに提出すること。

- (4)有資格者である旨の確認書類

業務従事者の資格を確認するため、上記10（1）を証明する免許証の写し等を、業務の履行開始日までに提出すること。

- (5)連絡体制表を作成し提出すること。

11 服務等

- (1)業務遂行にあたっては、公共施設に関わる業務であることを自覚し、迅速かつ公平を期するとともに親切、簡潔を旨とし、利用者に接するときには、利用者の満足度を高めるため誠意ある対応をすること。

特に、利用者に対する言動等は慎重、丁寧に行い、不快の念をいだかせないように注意すること。

- (2)整理員は、常に清潔な制服を着用することとし、胸部に名札をつけること。

- (3)受託者は、常時、従業員に身分証明書を携帯させること。

12 安全の確保

受託者は、業務の実施にあたって整理員の事故防止に十分注意するとともに、事故に対する一切の責任を負うこと。

13 負担区分

業務の履行に必要な駐車券や制服、トランシーバー等は受託者において用意する。

14 業務日誌

受託者は、駐車場ごとの毎日の業務状況について業務日誌に記載し、月曜日から日曜日分までをまとめて翌日の月曜日（祝日の場合はその翌営業日）に委託者に提出する。

15 業務の引継ぎ

- (1)受託者は下記（2）の実務的な業務引継ぎの準備を兼ね、実務実施期間内を通じて、本仕様書のほか、委託者が提示した各種資料等に記載の無い事項で、実務上必要となる業務処理の手順、方法等を記載した業務資料を整備することとし、委託者から求められた場合は、速やかにこれを提出すること。

- (2)業務の引継ぎの実施

ア 受託者は、委託者の指示があった場合には業務実施期間の終期に先立ち、委託者の指示する者に対し、上記（1）の業務資料等のほか、実地による実務的な業務引継ぎを実施すること。

イ 上記アに掲げる業務引継ぎの詳細は、委託者と協議して定めるものとし、受託者は上記4に掲げる業務を行う従事人員とは別に、上記アを行う従事人員を配置すること。

16 環境負荷低減に関する事項

受託者は本業務の履行において、本市の環境マネジメントシステムに準じ、環境負荷低減に努めること。特に以下の項目に留意すること。

- (1)電気、水道または温水等の使用にあたっては、極力節約に努めること。

- (2)ごみ減量およびリサイクルに努めること。

- (3)本業務の履行において使用する製品及び材料等は極力環境に配慮したものを使用すること。

17 その他

(1)本調達案件については、本市労務単価のうち日額単価については令和7年度、その他の単

価等については令和8年度を適用して積算、入札及び契約を行うこととする。

本調達案件の受託者は、令和8年度の本市労務単価の公表後に、労務単価額の変更に伴う

契約金額の変更協議を請求できるものとする。

当該協議により変更する金額については、「令和8年度の本市労務単価により積算された予

定価格に当初契約の落札率を乗じた額と当初契約額との差額」により算定することを基本

とし、算定方法及び請求方法の詳細は、別途本市から受託者に対し通知するものとする。

(2)この仕様書に定めのない事項については、委託者と受託者双方で協議しその処理を図るこ

ととする。

18 発注担当課

札幌市財政局中央市税事務所納税課事務係（電話 011-596-9012）

札幌市中央区南3条西11丁目（中央市税事務所1階）